

2026年度

校則

大阪市立中野中学校
生活指導部

日々の生活における確認事項

遅刻

- 1) 行事や特別な場合を除き生徒は8時25分までに登校するものとする。
- 2) 8時25分の予鈴後に登校した生徒に対しては、理由を聞きすぐに教室に行かせる。
- 3) 西門の施錠後(8時30分以降)に登校した生徒は職員室に寄らせ遅刻カードに記入後、カードを持たせて教室に行かせる。そのまま教室に入ってきた者については、再度職員室に行き、カードを受け取ってから戻るよう指導する。
- 4) 遅刻が度重なる場合は保護者に連絡を取り現状を伝え、協力を依頼する。

服装(学生服)

- ・在籍する生徒は登校日、休業日にかかわらず、特別な事情を除き必ず標準服を着用する。

【標準服Aの下】

- ・学生服の中はカットシャツを必ず着用する。(夏用、冬用どちらでも可)
- ・シャツはズボンに入れ、ボタンも全てとめる。
- ・シャツの下には必ず肌着を着用する。(色は白、黒、紺、茶、灰、ベージュ)
- ・トレーナー及びセーターは着用してもよい。(色は白、黒、紺、茶、灰)
(男子はカットシャツの上に着用)
- ・肌着及びトレーナー、セーター、靴下はワンポイントやライン、文字が入っていてもよいが派手でないものに限る。
- ・トレーナー及びセーターのまま、教室外を歩かない。教室内は可。
- ・靴下は必ず着用する。(色は白、黒、紺、茶、灰)
- ・学生服の首元や袖口、ズボンの下から中の服が出ないようにする。

※違反の服装は脱がせる。

※冬場カットシャツの下にハイネック、カーディガン、パーカーの着用は禁止とする。

【標準服Bの下】

- ・セーラー服の下は肌着を必ず着用する。(色は白、黒、紺、茶、灰、ベージュ)
- ・トレーナー及びセーターは着用してもよい。(色は白、黒、紺、茶、灰)
- ・肌着及びトレーナー、セーター、靴下はワンポイントやライン、文字が入っていてもよいが派手でないものに限る。
- ・トレーナー及びセーターのまま、教室外を歩かない。教室内は可。
- ・靴下は着用する。(色は白、黒、紺、茶、灰) ※タイツを着用する際はこの限りではない。
- ・首元や袖口、スカートの下から中の服が出ないようにする。
- ・中に着ている服は全てスカートの中に入れる。
- ・女子はタイツ、レギンスの着用してもよい。(無地 色は黒、ベージュ)
- ・タイツは上から靴下を着用してもよい。
- ・レギンスは靴下を必ず着用すること。レギンスはくるぶしまでの長さで足首の肌が見えないようにする。

※違反の服装は更衣場所に配慮しながら脱がせる。

※スカートを折り曲げない。袖口のボタンを留める。

※冬場カットシャツの下にハイネック、カーディガン、パーカー、トレンカの着用は禁止とする。

【ブレザー スラックス】

- ・ブレザーの中はポロシャツを必ず着用する。(夏用、冬用どちらでも可)
- ・ポロシャツはズボンに入れ、ブレザーのボタンも全てとめる。
- ・ポロシャツの下には必ず肌着を着用する。(色は白、黒、紺、茶、灰、ベージュ)
- ・セーターは着用してもよい。(無地 紺色) (ポロシャツの上に着用)
- ・セーターのまま、教室外を歩かない。教室内は可。

- ・肌着及びセーター、靴下はワンポイントやライン、文字が入っていてもよいが派手でないものに限る。
- ・靴下は必ず着用する。（色は白、黒、紺、茶、灰）
- ・学生服の首元や袖口、ズボンの下から中の服が出ないようにする。

※違反の服装は脱がせる。

※冬場カッターシャツの下にハイネック、カーディガン、パーカーの着用は禁止とする。

【ブレザー スカート】

- ・ブレザーの中は必ずポロシャツを着用する。（夏用、冬用どちらでも可）
- ・ポロシャツはスカートに入れブレザーのボタンも全てとめる。
- ・ポロシャツの下は肌着を必ず着用する。（色は白、黒、紺、茶、灰、ベージュ）
- ・セーターは着用してもよい。（無地 紺色）（ポロシャツの上に着用）
- ・セーターのまま、教室外を歩かない。教室内は可。
- ・肌着及びセーター、靴下はワンポイントやライン、文字が入っていてもよいが派手でないものに限る。
- ・靴下は着用する。（色は白、黒、紺、茶、灰）※タイツを着用する際はこの限りではない。
- ・首元や袖口、スカートの下から中の服が出ないようにする。
- ・中に着ている服は全てスカートの中に入れる。
- ・タイツ、レギンスの着用してもよい。（無地 色は黒、ベージュ）
- ・タイツは上から靴下を着用してもよい。
- ・レギンスは靴下を必ず着用すること。レギンスはくるぶしまでの長さで足首の肌が見えないようにする。
- ・3年生は旧制服のスカートに新制服のポロシャツ（長袖含め）を着用許可。上に冬の体操服も可。

※違反の服装は更衣場所に配慮しながら脱がせる。

※スカートを折り曲げない。袖口のボタンを留める。

※冬場カッターシャツの下にハイネック、カーディガン、パーカー、トレンカの着用は禁止とする。

【ポロシャツ】

- ・ポケットはあっても、無くても可。
- ・ポロシャツの指定はなし。ユニクロなどでも可。制服のヨシダでも販売 → 4000円前後
- ・エリが角張ったもの、無地、白色は可。以下の物は不可。丸いエリ、袖が膨らんだもの。

靴

- ・白色基調なら可能。白色以外の靴紐、ハイカットは禁止。

頭髪

- 1) 染色・脱色については保護者に連絡し、家庭で直すよう協力を求める。難しい場合は保護者の承諾を得て学校で対応する。
- 2) 染色・脱色した髪のまま教室には入れない。指導後、黒彩を振るなど一定の改善を図ってから教室に入れる。一定期間経過しても改善されていない場合は別室にて指導、学習をさせる。
- 3) ピアス、マニキュア等は発見次第取らせ、預かる。
- 4) 整髪料をつけている者は指導し、洗ってとらせる。

飲食物

- 1) 昼食は学校給食を基本とする。
- 2) 給食がなく弁当が必要な場合は登校中に購入してもよい。
- 3) 登校中に購入してよいものはパン、サンドイッチ、おにぎり、ペットボトルのお茶、水、牛乳とする。それ以外のものは購入してはいけない。
- 4) 登校中に購入することも忘れた者は担任に相談する。

※許可されていないものを購入してきた場合は担任で指導する。

カバン

- 1) 基本は通学カバンで登校し、荷物が多いときはサブバッグを使用する。(それでも入らない場合はほかの袋を利用してもよい)
- 2) キーホルダーは許可するが以下のルールを守る。
 - ・縦横5cm程度。
 - ・形は問わない。
 - ・華美な物はさける。(所有者の特定が目的の為、お洒落の為ではない)
 - ・お守りを含めて一つ。一つの金具に2つ、3つ付いている物も×(盗難された際に被害が大きくなる恐れもある為)
 - ・違反の生徒がいれば、1, 2回目までは取ってカバンに直させる。それ以降は没収して、保護者に返却。
- 3) 落書きをしたり、色を塗ったりしてはいけない。

その他

- 1) 眉毛を剃る、抜くなどして細くしない。
- 2) 髪が肩につくようであればきちんと結ぶ。
(ゴムの色は黒、紺、茶のみ、アメピン、スリーピンの色は黒のみとする)
- 3) 手首や足首にミサンガ等アクセサリ類をつけてきてはいけない。
- 4) 携帯電話やゲーム機など学校生活に不必要なものを持ってきてはいけない。
- 5) ケガなど特別な事情がある場合以外は自転車での通学は認めない。
- 6) 日焼け止めクリームの使用場所は教室のみ。廊下や、階段は不可。無色、透明、無香料の物のみ。
トーンアップ入りは不可。持参している生徒がいれば、1, 2回は注意。その後も持ってくれば、没収して放課後に返却するなどの対応。
- 7) ネッククーラー冷凍する物で登下校中に限り可。電動の物は破損する可能性もあるため不可。
- 8) エレベーターは特別な事情のある生徒のみ許可。車椅子の生徒がいる場合は付き添いの生徒1名可。
- 9) 生徒のグラウンドの横断 禁止→コンクリートの上を歩く。 許可→部活動への移動時、昼休み

※見つけ次第注意をして担任に連絡。携帯電話、自転車は担任が保管し、保護者に連絡する。本人には返却せず、原則必ず保護者に返却する。